

魚津市告示第17号

魚津市会計年度任用職員の時差出勤に関する実施要綱を次のように定める

。

令和5年3月15日

魚津市長 村椿 晃

魚津市会計年度任用職員の時差出勤に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の健康の保持増進及び公務能率の維持向上を図るため、会計年度任用職員の勤務時間に関する規程（令和2年魚津市訓令第4号。以下「規程」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、出退勤時刻をあらかじめ定められた特定の時刻に変更して勤務する時差出勤勤務（以下「時差出勤勤務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 時差出勤勤務の対象となる会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員とする。

(1) 規程第2条第1項の規定により勤務時間及び休憩時間が定められているフルタイム会計年度任用職員

(2) 規程第3条の規定により勤務時間及び休憩時間が定められているパートタイム会計年度任用職員のうち、1日の勤務時間が、午前8時30分から午後5時15分までの者

(時差出勤勤務の区分)

第3条 時差出勤勤務をする会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。

区分	勤務時間	休憩時間
区分1	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
区分2	午前8時から午後4時45分まで	
区分3	午前9時から午後5時45分まで	
区分4	午前10時から午後6時45分まで	
区分5	午前11時から午後7時45分まで	

区分 6	午後 0 時30分から午後 9 時15分まで	午後 5 時15分から
区分 7	午後 1 時から午後 9 時45分まで	午後 6 時15分まで

(時差出勤勤務の勤務命令)

第 4 条 所属長は、所属会計年度任用職員が会議、行事その他業務であらかじめ通常の勤務時間以外の時間に勤務する必要があると認める場合は、所属会計年度任用職員に対して前条に定めた勤務時間の区分により時差出勤勤務を命ずることができる。

2 所属長は、前項に規定する時差出勤勤務を命ずるときは、時差出勤を行う日の前日までに当該会計年度任用職員に明示しなければならない。

3 所属長は、時差出勤の命令後に当該命令を取り消し、又は命令した勤務時間の区分を変更する必要があるときは、当該勤務日の前日までに当該命令を取り消し、又は勤務時間の区分変更をし、当該会計年度任用職員に通知しなければならない。

(留意事項)

第 5 条 所属長は、時差出勤勤務を命令するに当たり、所属の業務の遂行に支障が生じないよう公務体制の確保に努め、通常の勤務時間において行政サービスが低下することのないよう留意しなければならない。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。